

# 前回いただいた御指摘について

①病院内の「医療に関する相談窓口」について・・・P2

②オンライン診療について・・・・・・・・・・・・・・・・P5

# ①病院内の「医療に関する相談窓口」 について

## 1. 医療に関する相談窓口

### 相談窓口の業務

医療機関において相談窓口を設置している場合があり、患者やその家族等に対して以下の支援を行っている。

- 疾病に関する医学的な質問への対応
- 生活上及び入院上の不安等、様々な相談についての対応

など

### 相談窓口への政策的支援

- 1 相談窓口の周知  
各都道府県の医療機能情報提供制度を通じて、医療に関する相談窓口を設置している医療機関の検索が可能
- 2 人材育成  
医療に関する相談に対応する者(医療対話推進者)の業務指針及び研修プログラム作成指針の策定
- 3 診療報酬による評価 ※相談窓口を設置している医療機関のうち、一定の要件を満たした場合に評価  
患者サポート体制充実加算(入院初日に限り70点の加算が可能)  
※平成28年7月1日時点、3,357の医療機関が患者サポート加算届け出を行っている。

## 2. がん相談支援センター

### がん相談支援センター（小児がん拠点病院は相談支援センター）の業務

すべてのがん診療連携拠点病院（401カ所）、地域がん診療病院（36カ所）、小児がん拠点病院（15カ所）に設置されており、院内外のがん患者及びその家族、地域住民等からの相談に対応している。

- がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供
- 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供
- がん患者の療養生活に関する相談 など

### がん相談支援センターへの政策的支援

#### 1 がん相談支援センターの整備


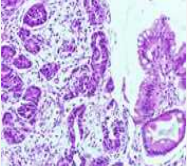

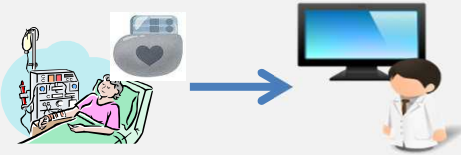
がん診療連携拠点病院機能強化事業、小児がん拠点病院機能強化事業及び地域がん診療病院等機能強化事業の一部として、がん相談支援事業にかかる経費を助成。

#### 2 がん相談支援センターの周知

厚生労働省ホームページにがん診療連携拠点病院等の一覧を掲載しており、また、国立研究開発法人国立がん研究センターが運営しているがん情報サービスにおいても、がん相談支援センターの検索が可能。

# オンライン診療について

## 遠隔診療（情報通信機器を用いた診療）と診療報酬上の評価

	診療形態	診療報酬での対応
<b>医師対医師 (D to D)</b>	<p>情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い特定領域の専門的な知識を持っている医師と連携して診療を行うもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p><b>[遠隔画像診断]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合</li> </ul> <p><b>[遠隔病理診断]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>術中迅速病理検査において、標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合（その後、顕微鏡による観察を行う。）</li> <li>生検検体等については、連携先の病理医が標本画像の観察のみによって病理診断を行った場合も病理診断料等を算定可能</li> </ul>
<b>医師対患者 (D to P)</b>	<p>情報通信機器を用いた診察</p> <p>医師が情報通信機器を用いて患者と離れた場所から診療を行うもの</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p><b>[オンライン診療]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン診療料</li> <li>・オンライン医学管理料</li> <li>・オンライン在宅管理料・精神科オンライン在宅管理料</li> </ul> <p>対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、情報通信機器を用いた診察や、外来・在宅での医学管理を行った場合</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※電話等による再診 患者等から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合に算定が可能であるとの取扱いがより明確になるよう要件の見直し (定期的な医学管理を前提とした遠隔での診察は、オンライン診療料に整理。)</p> </div>
	<p>情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p><b>[遠隔モニタリング]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算) 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合</li> <li>・在宅患者酸素療法指導料(遠隔モニタリング加算)</li> <li>・在宅患者持続陽圧呼吸療法(遠隔モニタリング加算) 在宅酸素療法、在宅CPAP療法を行っている患者に対して、情報通信機器を備えた機器を活用したモニタリングを行い、療養上必要な指導管理を行った場合</li> </ul>

# 情報通信機器を用いた診療と「医師法第20条無診察診療の禁止」（1948年）に関するこれまでの経緯

**1997 情報通信機器を用いた診療  
（厚生省健康政策局長通知）**  
 ・初診患者は原則対面  
 ・遠隔診療患者の対象を例示  
 <離島、へき地、別表の患者  
 （在宅糖尿病患者等）>



**2015 情報通信機器を用いた診療の明確化  
（厚生労働省事務連絡）**  
 遠隔診療の対象は1997年の通知に示した患者に限定されず、**通知は例示の旨**を明確化



**2016 遠隔診療のみで完結する場合  
（医政局医事課長通知）**  
 対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結する事は医師法違反になりうる

**2017 「規制改革実施計画」の閣議決定  
（厚生労働省医政局長通知）**  
 ・患者側の理由で診療が中断した場合、直ちに医師法違反にはならない  
 ・禁煙外来の柔軟な取り扱い  
 ・テレビ電話や電子メール、SNS等を組み合わせた診療が可能

**2018 情報通信機器を用いた診療に関するルール整備**  
 医療上の安全性・必要性・有効性が担保された適切な診療を普及するための一定のルール整備

今後 遠隔診療の適切な実施・普及へ



## 「医師法第20条無診察診療の禁止」の原則の提示

### 1948 医師法 無診察診療の禁止 (第20条)

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。

### 1997 情報通信機器を用いた診療 (厚生省健康政策局長通知)

遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。

- 直接の対面診療を行うことができる場合等には、これによること。
- 上記にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
  - ① 直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な場合）
  - ② 病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保し、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合。例えば別表の患者の場合)

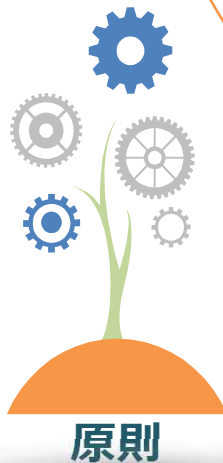
### 2003 一部改正

### 2011 一部改正

(別表の患者) 在宅酸素療法を行っている患者、在宅難病患者、在宅糖尿病患者、在宅喘息患者、在宅高血圧患者、在宅アトピー性皮膚炎患者、褥瘡のある在宅療養患者、在宅脳血管障害療養患者、在宅がん患者

### 2016 東京都福祉保健課局医療政策部医療人材課長による照会 (厚生労働省医政局医事課長通知)

- 「電子メール、SNS等の文字及び写真のみによって得られる情報により診察を行うもので、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有益な情報を得られないと考えられる場合」また「対面診療を行わず遠隔診療だけで診療を完結させるものである場合」は医師法違反になりうる。





## 解釈の整理

### 2015 情報通信機器を用いた診療の明確化（厚生労働省事務連絡）

- 1997年の通知に示した「離島、へき地の患者の場合」および病状の安定している患者の「別表の患者の場合」は例示
- 遠隔医療は、直接の対面診療を行った上で行わなければならないものではない

### 2017 「規制改革実施計画」の閣議決定

- 遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病 患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。

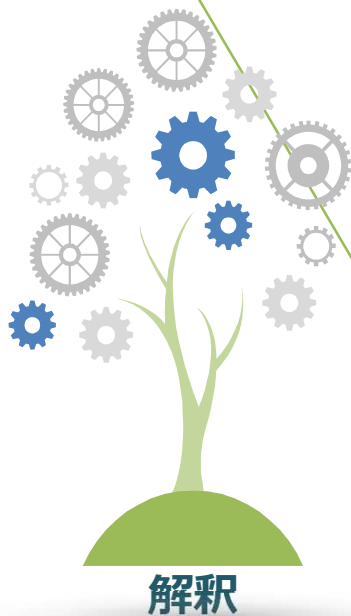
### 2017 厚生労働省医政局長による通知

- 保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、直接の対面診療については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話やソーシャルネットワーキングサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しないこと。

- **安全性・必要性・有効性**の担保のない遠隔診療は、遠隔診療の信頼性を損ないその推進を妨げる恐れがある

### 2018 情報通信機器を用いた診療に関するルール整備

医療上の安全性・必要性等が担保された適切な遠隔診療を普及するための一定のルール整備



# オンライン診療の適切な実施に関する指針の概要

## 1. 経緯

- 情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)の可能性の高まりを受け、遠隔診療と無診察治療等を禁止する医師法第20条との関係についての解釈を局長通知により明確化。(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)
- ICT技術の飛躍的な進展に合わせ、遠隔診療が急速に普及してきているが、更なる普及・推進のためには、**医療上の必要性・安全性・有効性を担保する必要**があり、今回、新たに遠隔診療(オンライン診療)の適切な実施に関する指針を策定。

<参考>医師法(昭和23年法律第201号)・抄

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

## 2. 指針の位置づけ

- 情報通信機器を用いた診療を「遠隔診療」と定義していたものを、新たに「オンライン診療」と定義を変更。
- 医師-患者間で情報通信機器を通じて行う遠隔医療を右図のとおり分類し、オンライン診療について、「最低限遵守する事項」と「推奨される事項」を示す。
- 「最低限遵守する事項」に従いオンライン診療を行う場合には、医師法第20条に抵触するものではないことを明確化。

情報通信機器を通じて行う遠隔医療のうち、  
医師-患者間において行われるもの

	定義	本指針の適用
診断等の 医学的判断 を含む	<b>オンライン診療</b> 診断や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為	全面適用
	<b>オンライン受診勧奨</b> 医療機関への受診勧奨をリアルタイムで行う行為	一部適用
一般的な 情報提供	<b>遠隔健康医療相談</b> 一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わない行為	適用なし

## 3. 指針の具体的内容

### 【診療行為に関する事項】

- ① **初診および急病急変患者は、原則として直接の対面による診療**を行うこと。ただし、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況で、速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められる場合には、オンライン診療によることも可能。
- ② オンライン診療で行う具体的な診療内容等を定める「**診療計画**」を策定すること。
- ③ HPKIカード等を活用し、**患者が医師の免許確認を行える環境を整える**こと。
- ④ **オンライン診療に基づく処方**が可能。ただし、現にオンライン診療を行っている疾患とは異なる疾患に対して新たに医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づき行うこと。
- ⑤ 患者の状態について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合、速やかにオンライン診療を中止し、直接の対面診療を行うこと。

### 【オンライン診療の提供体制に関する事項】

- ① オンライン診療を行う医師は、**医療機関に所属**していること。
- ② 患者の急病急変時に適切に対応するため、**患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制**を整えておくこと。
- ③ 患者がオンライン診療を受ける場所(職場等を含む。)は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全であること。
- ④ 特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合には、**診療所の届出**を行うこと。

### 【通信環境に関する事項】

医師側・患者側の端末等において、情報漏えいや不正アクセス等を防止するため必要な措置が講じられていることを確認すること。

## オンライン診療の提供体制に関する事項



- オンライン診療を行う医師は、**医療機関に所属**し、その所属を明らかにしていること。
- 患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整えておくこと。
- 医師は、**騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定であり動画が途切れる等、オンライン診療を行うに当たり適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。**
- オンライン診療を行う際は、診療録等、過去の患者の状態を把握しながら診療すること等により、医療機関に居る場合と同程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を整えること。
- 第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行わなければならない。



- 患者がオンライン診療を受ける場所は、**対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全**でなければならない。
- **プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間**においてオンライン診療が行わなければならない。
- 特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出を行うこと。



- 医師及び事業者は、次のような事項に留意すること。なお、当該事項を遵守していないシステムを使用する場合には、情報漏洩・不正アクセス等の一定のセキュリティリスクがあることを医師・患者双方が認識し、合意をした上で使用すること。
  - ・ 医師－患者関係において、**医師は、オンライン診療システムを選択し利用する際に、セキュリティリスクを十分に勘案**すること
  - ・ 医療機関及びオンライン診療システム提供事業者は、本指針に定める情報セキュリティに関するルールを厳守したシステムを構築し、常にその状態を保つこと。
  - ・ 事業者は患者および医師がシステムを利用する際の権利、義務、リスク等を明示したうえで、**平易で理解しやすい形で、情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク、医師・患者双方のセキュリティ対策の内容、患者への影響等について、説明すること**（説明資料等を作成し医師に提示することが望ましい。）
- 医師は汎用ビデオ電話サービス等の利用にあたり、当該サービス等のセキュリティやプライバシーに関する規約等を確認し、セキュリティ対策の内容、セキュリティ事案や損害発生時の責任の所在、データ保存の有無や保存内容等について理解し、患者と合意の上で使用する必要のあることに留意する。